

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

竹園学園 竹園西小学校

目次

I. はじめに	1
II. いじめ問題の基本的視点	1
1 「いじめ」の定義	
2 「いじめ」の様態	
3 「いじめ」の構造	
4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
III. いじめを未然に防止するための方策	3
1 いじめの「治療的予防」と「教育的予防」	
2 保護者や地域との連携	
3 特別活動等の充実	
4 生徒指導の充実	
5 早期発見への努力	
6 「ネット上のいじめ」への対策	
7 「性的マイノリティ」への理解促進と対応	
IV. いじめ発生時の基本的な対応姿勢	7
1 被害者（いじめられた側）に対して	
2 加害者（いじめた側）に対して	
3 観衆や傍観者に対して	
V. いじめ発生時の対応（いじめ対策委員会の活動）	8
1 いじめ情報が入った場合の情報伝達経路・対応手順について	
2 いじめ対策委員会構成員	
3 指導方針・指導手順の決定	
4 重大事態について	
VI. 再発防止に向けた校内指導体制の充実	10
1 全職員の危機意識の高揚	
2 指導力向上のための研修の充実	
3 児童生徒のいじめ対応能力を高める	
4 専門機関との連携	
5 いじめ解消の見極め	

I. はじめに

令和の時代に突入し、子どもたちを取り巻く環境はますます変化している。学校教育においても高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっている。目まぐるしく変化する社会の中にあり、現代の学校教育が抱える課題の一つとしていじめが挙げられる。深刻化するいじめを背景とし、平成25年には「いじめ防止対策推進法」（文部科学省）が策定された。本方針は、同法第13条の規定および「つくば市いじめ防止基本方針（令和2年度改訂版）」（つくば市教育委員会）に基づき、策定されたものである。

いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうるという認識をもち、児童生徒が安心安全な学校生活を送れるよう、竹園学園としてのいじめ防止に向けた基本的な方針を定めたものである。

II. いじめ問題の基本的視点

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）とされている。

このことを踏まえると、個々の行為が「いじめ」に当たるかは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要があることが分かる。

2 「いじめ」の様態

文部科学省では「いじめ」の様態を以下のように分類している。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。③嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。④金品をたかられる。⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。⑥冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。⑦パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 等 |
|---|---|

文部科学省 「（別紙1）学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」より一部抜粋
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm(参照2022-04-23)

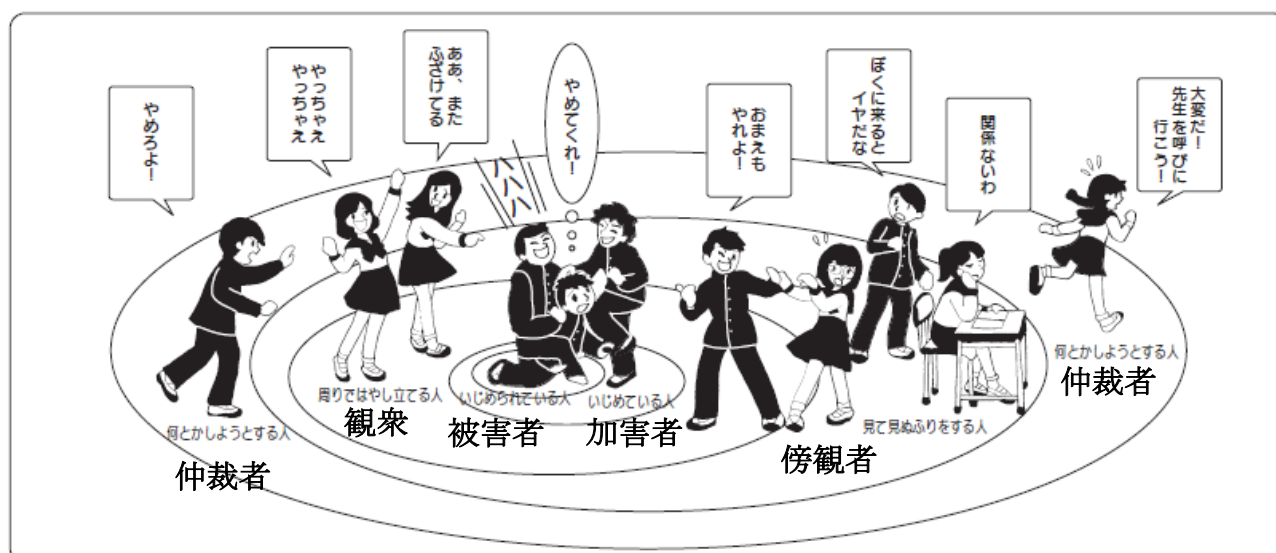
3 いじめの構造

いじめが発生するときには、所属する集団の児童生徒の間に「いじめの四層構造」ができあがっていることが多い。いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時

にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立する。いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。さらに、見て見ぬふりをしている児童生徒がおり、結果としていじめを黙認していることもなる。

- * 被害者（いじめられている者）
- * 加害者（いじめている者）
- * 観衆（周りではやしたてる者）→ いじめを助長・促進する働き
- * 傍観者（見て見ぬふりをする者）→ 結果としていじめを支持する働き

いじめが発見されるきっかけになる情報提供がある場合には、上の四層構造以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」がいる場合がある。この層は「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒である。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層をどのようにして育てていくかが、いじめ防止指導の課題である。



岡山県教育庁人権・同和教育課 「人権学習 ワークシート集」より一部抜粋

<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/249574.pdf>

* 傍観者も加害者である

「いじめに加担したつもりはない」「被害を与えるようなことは何もしていない」

確かに個人の行為ではそうである。しかし、いじめへの反作用が起きなければ、いじめを助長することになってしまう。「被害者」から見れば、助けてくれない人は、加害者の仲間である。

「観衆」と「傍観者」は「被害者」にまわる可能性があり、「加害者」に変身することもある。子どもたち自身による歯止めを失った状態は、集団の自己制御機能が脆弱化した証である。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校の対策を機動的なものにするため、「組織」の下に、実務部会を置く。なお、この部会は必要に応じて他の関係する教職員を加えることもできる。また、「集約担当」を決め、日々の情報を整理、記録、集約する。緊急性が生じた場合には、「集約担当」が、各事案の緊急性に応じた対応の仮判断を行い、最終的には校長の承認を得た上で実行に移す。

【対策組織図】

いじめ対策委員会メンバー

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
養護教諭、該当学年主任、担任、該当学年職員

実務部会

校長、教頭、生徒指導担当職員
(必要に応じて、他の関係する教職員を加えることもできる)

※「集約担当」…日々の情報の整理・記録・集約

III. いじめを未然に防止するための方策

1 いじめの「治療的予防」と「教育的予防」

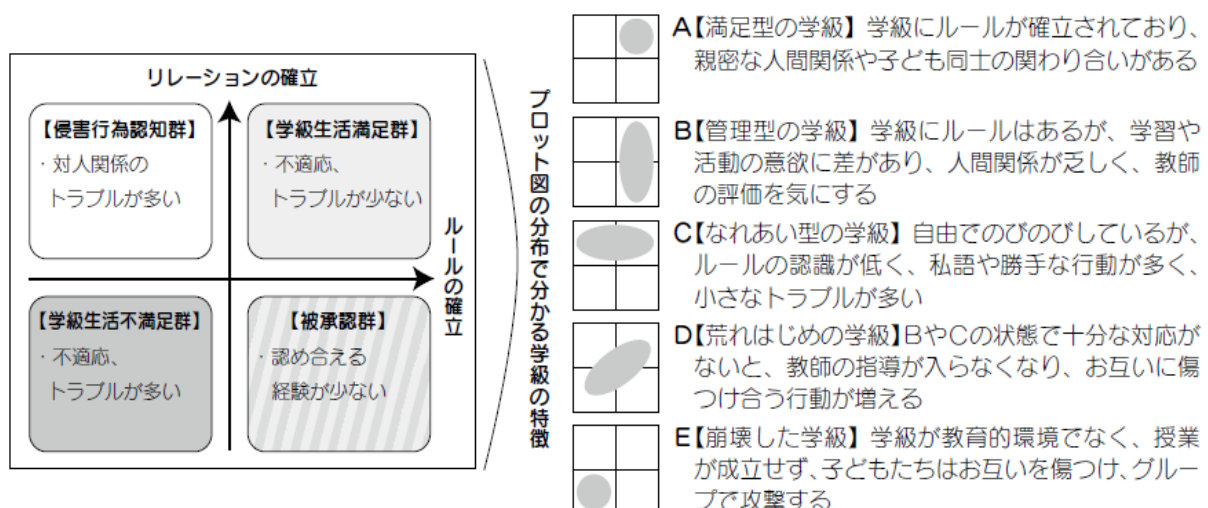
- (1) 治療的予防とは、早期発見や早期対応の徹底や発生の予測から行う問題対応型の予防である。「直す」ことによるいじめの予防とも言える。
- (2) 教育的予防とは、全ての児童生徒が問題を回避したり解決できたりする大人に育つことを目標に行われる予防である。児童生徒が「変わる」「育つ」ことによる予防と言える。

2 保護者や地域との連携

いじめの未然防止の取組としてよく言われるのが、早期発見・早期対応である。そのためには、保護者や地域との連携を図り、児童生徒の情報収集を十分行い、様々な面からいじめ予防に取り組む必要がある。

3 特別活動等の充実

- (1) 学級集団の育成
学級集団の状態を捉え、ルール遵守とリレーションを改善し「満足型」の学級をつくる。



(2) 「絆づくり」の構築

「絆づくり」とは、児童生徒が主体的に取り組む挙動的な活動を通して、児童生徒自らが絆を感じ取り、紡いでいくことを指している。絆づくりを進めるのは、児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」である。

(3) 「居場所づくり」の構築

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指す。教職員は、児童生徒のためにそのような場をつくり、児童生徒はその場を享受する。

(4) 「自己有用感」の育成

授業や行事の中ですべての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし（「絆づくり」のための場づくり）、彼らの「自己有用感」が高まれば、いじめには向かわないと言われている。他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を、児童生徒全員が獲得できるような活動体験（異年齢活動、奉仕活動など）を提供していくことが大切である。

(5) 社会常識を考慮する力の育成

学級集団のほとんどの活動は、それを教師が同行指導している。そのため、教師によって集団行動の優先順位や基準などは適切に指導され、社会の常識に近づけていくことができる。しかしながら、大人の目が届かない場所での少人数グループ行動では、グループ独自のルールが創り出され、それが社会常識からはかけ離れたものになることがある。

これを防ぐためには、学級集団や部活動集団等での社会常識に関する指導を継続し、児童生徒にしっかりと社会常識にあった行動基準を根付かせ、少人数グループ内で社会常識にあった行動基準が創り出されるようにしていくことが大切である。

このためには、日常的に、適切な社会常識を教えたり考えさせたりする指導が大切になる。また、濃密な少人数グループでの行動では、それが適切なものであれ不適切なものであれ、不参加が不可能であることを教え、自分の属するグループ内で、社会常識を逸脱した行動が行われたりルールが創り出されたりした場合には、それを批判して修正する必要があることを教えていくことも大切になる。こうした指導を通して、児童生徒が自分たちのグループをよりよく形成していくことの大切さを考えられるようになることが重要である。

(6) 「異質」を許容できる集団の育成

学級集団では、自分たちの学級に対する所属意識を強めたり、居場所をつくったり、絆を創り出したりするために、一つのことに向かって力を合わせて努力していく指導が行われる。また、学級集団はルールやマナーを理解させ守るための核となる集団でもある。このような必然性をもつ学級での指導では、集団への「同調圧力」が強まり、「異質」を排除する雰囲気が醸成されていく。

少人数グループで起こりやすい新しいタイプのいじめでは、強い「同調圧力」と強い外への「無関心圧力」や「異質の排除」が原因になる。力を合わせて協力していくことに加え、異質なものの、異質なことを許容することの大切さを教師が示し、異質を許容できる集団を育成していくことが大切になる。

4 生徒指導の充実

(1) 集団指導と個別指導

ア 集団指導とは、学級づくり、授業づくりを通して、児童生徒が互いの特性を理解し合い、互いに助け合って共に伸びていこうとする集団をつくる。ルールを守る、時間を守る、授業規律を守る、見通しをもつなどの指導を指す。また、ピアサポートを年間を通して行い、よりよい人間関係を築けるようにしていきたいと考える。

イ 個別指導とは、困難を感じている児童生徒の背景を理解し、必要な支援を行うことである。いじめなどの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要がある。LD・ADHD・高機能自閉症、広汎性発達障害等の有無の視点をもつことが大切である。

(2) 問題行動への対応

ア 「いじめられる側にも責任がある」を許さない

いじめは、いじめる者が悪い。いじめを受けた者が、いじめと思ったらそれはいじめである。（被害者救済の考え方）

イ 「いじめ」と「暴力・犯罪行為等」を混同しない

いじめの悩みの中には、「万引き」や「自転車等の窃盗」を強要された、集団による暴力、一方的な暴力を受けた等がある。この場合、「いじめ」の問題として対応するだけでなく、「暴力」や「犯罪」ともかわる事象との認識に立って対応することが大切である。対応を誤ると「いじめ」の指導の陰で犯罪へ結びつく「芽」を見逃すこととなり、事象の本質に迫る指導が適切になされなくなる。「万引き」や「自転車窃盗」の強要は、「いじめ」である

と同時に「犯罪を強要する行為」であることを、周囲の者がしっかりと認識した上で、いじめの被害者や加害者に対応することが大切である。小学校の中高学年でも発生の可能性はある。

5 早期発見への努力

生活に関するアンケートを実施し、学校としての課題や生徒の現状について早期に気付けるようにしていく。また、自由記述欄を設け、生徒の不安を相談できる場にしていく。

6 「ネット上のいじめ」への対策

情報モラル教育を学校全体として行い、児童生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要であると考え。そのために必要な教育活動として、情報モラルに関する道徳や学級活動での指導、研修会等の計画を通し、「ネット上のいじめ」の未然防止に努める。

7 「性的マイノリティ」への理解促進と対応

(1) 「性的マイノリティ」への理解促進

性的マイノリティに関する理解促進を日常の教育活動を通じて指導していくことが重要であると考え。そのために、全ての児童生徒が性自認や性的指向の多様性について正しく理解し、互いを認め合うことができるような指導に努める。違いを認め合う、個人を大切にするといった「多様性の尊重」を小学校低学年から中学校までどの学年でもベースとして教育活動に取り組んでいく。そのために必要な教育活動として、学級活動や道徳、保健体育科等の授業における指導。また、保健室・図書室との連携を図り、関連する書籍の閲覧・貸出や関連ポスターの掲示、相談先を記したリーフレット（カード）の設置などにより、性的マイノリティに対する正しい知識の習得のための環境づくりに努めていく。

倉敷市教育委員会「性の多様性を認め合う児童生徒の育成Ⅱ（平成30年3月）」より一部抜粋

(2) 「性的マイノリティ」への対応

学校における支援の事例

- ・性別によって呼び方を変えず、「～さん」と呼ぶようにする。
- ・児童生徒名簿、教室の座席表を男女混合にする。
- ・行事・特別活動では、性別にかかわらない役割分担が選べるようにする。
- ・水泳学習における水着は上半身を覆うものを着用してもよい。（戸籍上男性）また、水泳の授業をレポート提出などの代替する方法もある。
- ・保健室や空き教室等を更衣場所として使用できるようにする。
- ・本人の希望を尊重しながら、教職員用や多目的トイレを使用できるようにする。
- ・宿泊学習や修学旅行において、部屋やお風呂の使用に対して個別に配慮する。

教育プラザいばらき「茨城県教育研究会 人権教育研究部～多様性を認め合う学校を目指して～（令和5年2月）」より

IV. いじめ発生時の基本的な対応姿勢

1 被害者（いじめられた側）に対して

（１） 訴えを丁寧に聞き、事実を正確に把握する

受容的な態度で、児童生徒に対して誠意をもって向かう。いつごろから、誰によって、どんな理由で、どんなふうにいじめられたのかを、そのつらさや苦しさを共有しながら聞く。また、仕返しなどの不安感の除去に努めることが不可欠である。

（２） かかわりながら自立を促す

いじめられた児童生徒にも問題があるという考えは、あってはならない。

指導者は、児童生徒のよき理解者として温かく包み込む姿勢で、児童生徒とかかわりながら、次第に自立していけるように援助していく。

2 加害者（いじめた側）に対して

（１） いじめの事実に対して毅然と指導する

いじめ行為は、「命にかかわる重大なこと」であることを気付かせ、毅然とした態度で指導する。留意点として、いじめを行った「事実」とその人の「人格」とを区別して指導することが大切である。（行為や事実に対して指導すること）

（２） いじめられた者の苦しみや心の痛みに気付かせる

いじめられた側の心の痛みに気付かせながら、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。

留意点として、指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満や遺恨がないようする。

（３） 立ち直りの機会を確保する

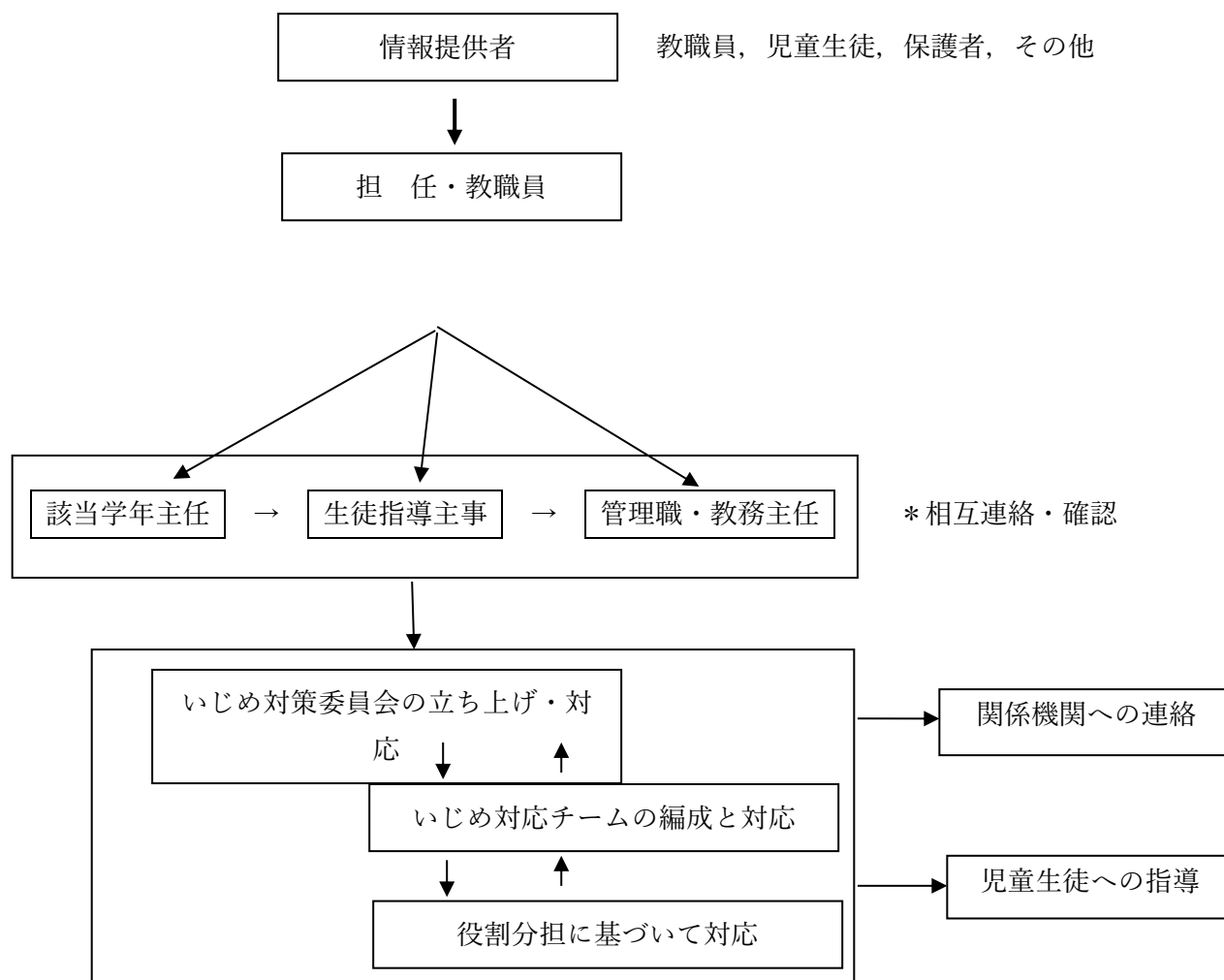
加害者が自分のしたことの重大性に気づき、改められるよう継続的に指導、教育相談を行う。

3 観衆や傍観者に対して

自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいのかを考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを、勇気をもって行動できるように指導する。

V. いじめ発生時の対応（いじめ対策委員会の活動）

1 いじめ情報が入った場合の情報伝達経路・対応手順について



2 いじめ対策委員会構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、担任、該当学年職員

3 指導方針・指導手順の決定

- (1) いじめ対策委員会メンバーで相談を行い、加害児童生徒、被害児童生徒、観衆児童生徒などへの指導方策と指導の時間、場所、担当者、内容を確認する。
- (2) 関係機関への報告（教育委員会、教育相談センター、警察、児童生徒相談所）
 - ア 教育委員会へ第一報を入れる（校長）。
 - イ 心のケアなどが想定される場合には、スクールカウンセラーと連携をする。
 - ウ いじめの内容によっては、児童相談所、警察へ連絡する。

4 重大事態について

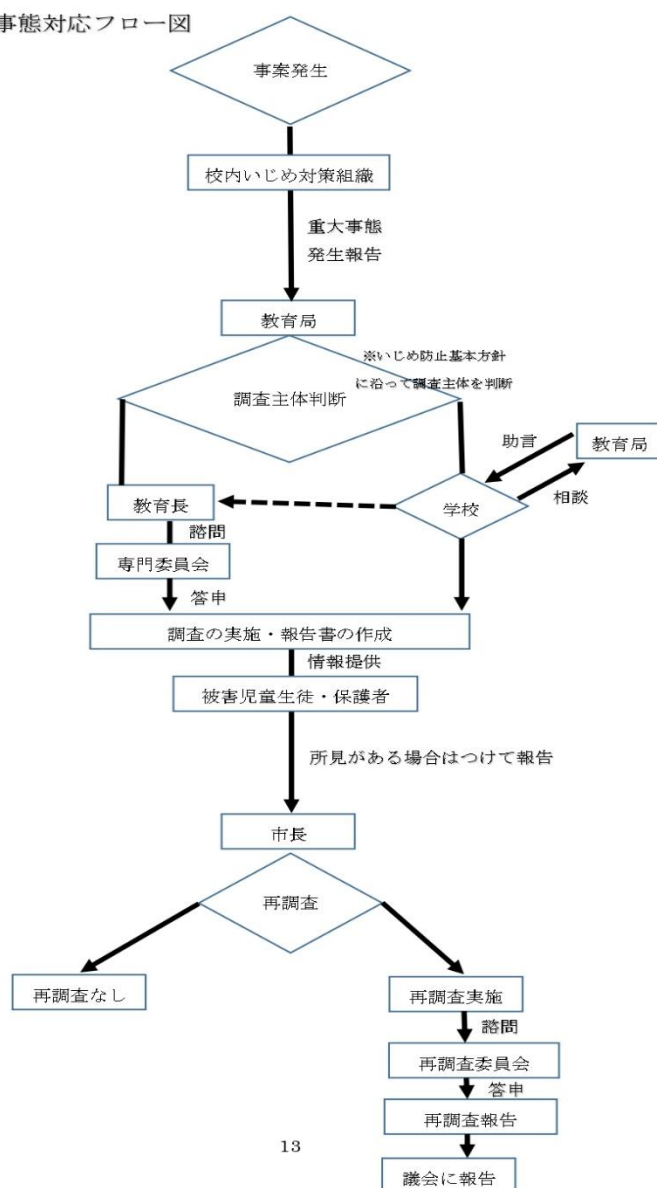
(1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項第 1 号】
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項第 2 号】

(2) 重大事態への対応

重大事態に対しては、校内いじめ対策委員会を中心に以下の通り対応していく。

いじめの重大事態対応フロー図



13

つくば市教育委員会「つくば市いじめ防止基本方針（令和2年度改訂版）」より

VI. 再発防止に向けた校内指導体制の充実

1 全職員の危機意識の高揚

子どもたちと日々のふれあいを大切にし、日常生活の中で、いじめの早期発見に努めることが大切である。全職員で、休み時間を含めた、児童生徒の学校生活の様子を監察していき、職員の目の届かない「隙」をつくらないようにする必要がある。特に、職員が職員室に集まる時間帯や目の届きにくい場所に職員を配置する必要がある。

児童生徒の気になる行動を目にした場合には、すぐに、担任、関係職員、部活動顧問など関係する職員全員に、様子を連絡する体制や雰囲気をつくることも大切である。複数の目で児童生徒の生活をみていくことは、いじめの防止と早期発見に最も重要なことである。

2 指導力向上のための研修の充実

いじめの問題、生徒指導の問題については、教師の指導力や問題発見能力を向上させていくことが必要である。また、職員間で、問題への対処の経験を話し合う習慣や雰囲気をつくることも大切である。校内研修で生徒指導にかかわる案件を取り上げ、経験を話し合い、共有することで、それぞれの職員が、指導方法や指導の考え方などを学ぶことができるよう計画的に研修を設定する。

3 児童生徒のいじめ対応能力を高める

いじめが発生してしまった場合、児童生徒の間にも、いじめを二度と起こしてはならないという思いが大きくなる。日頃のいじめ発生予防策に加え、学級活動や道徳の時間等を用いて、いじめの構造や発生しそうな状況での対応策を考える、いじめを許さない心の育成などを、繰り返し行っていくことが大切であると考ええる。

教師の「いじめを許さない」、「いじめを起こさない」という強い意志と言動が、児童生徒にも伝わり、いじめを再発させない集団に育っていくよう、指導を続けていく。

4 専門機関との連携

いじめが発生した場合、関係児童生徒や保護者には、心に大きな傷ができる。精神的な安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する必要がある。

いじめが発生した要因の一つとして、発達の遅れがあると考えられる場合には、特別支援教育関係の専門家との連携も必要になる。いじめ対策委員会で、関連する児童生徒、保護者の様子をできる限り把握し、専門機関と連絡を取り合い、ケアをしていく。

5 いじめ解消の見極め

いじめの性質を鑑みると、「いじめが解消した」と考えられるまでには、少なくとも数ヶ月、場合によっては数年間の経過観察が必要になる。また、竹園学園の生活、9カ年を見通して、いじめの事実を確実に引き継いでいくことが大切である。